特定療養費に関する事項

1 特別の療養環境の提供（室料差額料金）

室料差額料金は、１人１日につきの室料と消費税になります。

※ １日とは、入退院日の時間に関係なく、入院日・退院日それぞれ１日として計算致します。
例えば、１泊２日でご入院された場合、差額料金は２日間分として計算致しますのでご了承下さい。

■ 西館

病棟	部屋番号	金額（税込）
西３階	317（4床室）、318（4床室）	2,750 円
	301、302	5,500 円
	305、306、307、308、310、311	8,800 円
	303	11,000 円
	327、328、332、333、335	13,200 円
	325、336	18,700 円

■ 東館

病棟	部屋番号	金額（税込）
東３階	308（4床室）、316（4床室）	2,750 円
	303、305	13,200 円
	301、302	18,700 円
東４階	408（4床室）、415（4床室）、416（4床室）	2,750 円
	403、405	13,200 円
	401、402	18,700 円
東５階	511（4床室）、517（4床室）、518（4床室）	2,750 円
	510（2床室）	5,500 円
	503、505、506、507	13,200 円
	501、502	18,700 円
東６階	611（4床室）、612（4床室）、617（4床室）、618（4床室）	2,750 円
	610（2床室）	5,500 円
	603、605、606、607	13,200 円
	601、602	18,700 円

2 入院期間が１８０日を超える入院

入院医療の必要性が患者さんの事情により１８０日を超えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者さんを除く。）される患者さんについては、１８０日を超えた日以降の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、１日につき下記の金額を徴収致します。

一般及び老人（１日につき）	2,412 円（税込）

2026年10月1日現在（IJK-25）